

年 月 日

尾道市長 様

尾道市就職学生支援事業補助金交付申請書兼請求書（移転費）

尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、就職支援補助金の交付申請及び請求をします。

1 申請者

フリガナ						
氏 名						
生年月日		年	月	日	電話番号	
移転後居住地		〒				
メールアドレス						
卒業 大学 ／ 修了 大学院	名 称					
	キャンパス 所在地					
移転前	住所					
居住地	居住開始時期					
行政使用欄 ※申請者による記入は不要です。						
☐ 在学中に交通費支給を受けた ☐ 在学中に交通費支給を受けていない				Go!ひろしまLINE登録者No.		

2 就業先

フリガナ	
企業名	
就業開始日	年 月 日

3 移住に要した移転費及び支給金額

日 付	特記事項	金額(単位：円)
年 月 日		
移住に要した移転費 合計（A）		
企業から支給された移転費額（B）		
支給申請額 ※（A－B）又は108,000円のいずれか少ない方を記載してください。		

4 振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫 組合・農協		店舗名					支店・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 []		口座番号					
口座名義 (口座に登録されているフリガナをカタカナで記入してください。)								
ゆうちょ銀行		記号番号 (右づめ)				-		
口座名義 (口座に登録されているフリガナをカタカナで記入してください。)								

5 各種確認事項 (該当する方にものに☑又は■と記載してください。)

「尾道市就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	☐ 誓約する。	☐ 誓約しない。
「尾道市就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	☐ 同意する。	☐ 同意しない。
申請日から5年以上継続して、尾道市に居住する意思について	☐ 意思がある。	☐ 意思がない。

※「誓約しない」「同意しない」「意思がない」に☑又は■と記載した場合、補助金の交付対象となりません。

尾道市就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 尾道市就職学生支援事業に関する報告及び立入検査について、広島県及び尾道市から求められた場合には、それに応じます。
- 次の場合には、尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、就職学生支援事業補助金の全額又は半額を返還します。
 - 就職学生支援事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したこと、居住又は就業の実態がないこと等が判明した場合：全額
 - 就職学生支援事業補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - 転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満の間に尾道市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - 転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に尾道市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

尾道市就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

広島県及び尾道市は、尾道市就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について共有し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、広島県及び尾道市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し又は確認する場合があります。

尾道市は、居住や就業の実態を確認するため、必要があると認める場合には、住民票を確認し、雇用企業に就業実態の確認を行う場合があります。